

「プリンター賃貸借及び設置等業務一式」調達仕様書に対する意見

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
1	調達仕様書	4-2	4	4	4.4詳細設計 また、環境構築時に動作確認を行うための計画及び手順を整理し、「動作確認計画書」及び「動作確認手順書兼報告書」を作成すること。	調達仕様書4章_項番15(4-7)の表43 納入成果物及び完成時期には、「動作確認計画書」の記載がありませんが、要不要いずれでしょうか？		お見込みの通りです。作成は不要です。ご意見を踏まえて、調達仕様書を修正いたします。	「また、環境構築時に動作確認を行うための計画及び手順を整理し、「動作確認手順書兼報告書」を作成すること。」の記載に変更いたします。
2	調達仕様書	4-3	4.7	-	本機器の運用・保守プロセス設計を行い、「運用事業者向けドキュメント」、「保守作業向けドキュメント」を作成すること。	別紙9の各工程の成果物に「運用事業者向けドキュメント」、「保守作業向けドキュメント」が含まれておりませんが、成果物に含まれる認識で相違ございませんでしょうか。		お見込みの通りです。成果物に含まれます。別紙9を修正いたします。	各工程の成果物に「運用事業者向けドキュメント」、「保守作業向けドキュメント」の記載を追加いたします。
3	調達仕様書	4-4	4.8テスト支援	-	4.8.1システムテストの支援 4.8.2受入・運用テストの支援	要件定義書にはプリンター導入事業者（受託者）が主でテストを実施する内容が記載されておりますが、調達仕様書には支援の内容のみが記載されており、主でテストを実施する内容が記載されていません。相反する内容となっております。どちらの内容が正しい情報か確認させてください。	<確認理由> ・受託範囲を明確にするため。	「受託者は単体テスト（納品機器単体の動作確認）を自己の責任において主体的に実施すること」をご意見を踏まえて、調達仕様書側へ追記いたします。	「受託者は単体テスト（納品機器単体の動作確認）を自己の責任において主体的に実施すること」の記載を追加いたします。
4	調達仕様書	4-7	4.15	4-3	No.3 詳細設計の納入成果物・動作確認手順書兼報告書	「動作確認計画書」についても納入成果物に含まれる認識ですが、相違ございませんでしょうか。		納入成果物には含まれておりません。ご意見を踏まえて、調達仕様書を修正いたします。	4.4詳細設計の記載について、「また、環境構築時に動作確認を行うための計画及び手順を整理し、「動作確認手順書兼報告書」を作成すること。」の記載に変更いたします。
5	委託要領	7	-	7(10)	(10) 作業場所について 作業場所については、協会が確認可能な場所であることとし、契約締結後、いつでも確認できるものとする。	作業場所の確認について、キittingセンター等場所によってはセキュリティ上、作業従事者以外は社員であっても入室が制限される場所もあるため、具体的な場所、確認方法については、両者協議の上決定させていただくこととしていただけませんか。	(修正案) 作業場所については、協会が確認可能な場所であることとし、契約締結後、場所および確認方法を協議の上いつでも確認できるものとする。 →下線部を修正願います。 (理由) 左記記載のとおり	ご意見を踏まえて、要件定義書の記載を修正いたします。	「作業場所については、協会が確認可能な場所であることとし、契約締結後、場所および確認方法を協議の上いつでも確認できるものとする。」の記載に変更いたします。

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
6	委託要領	13	-	4(3)	機器類のリースに関する費用は、サービスイン（本番稼働日）から令和7年12月31日まで	①テスト利用のために先行導入する機器については、サービスインの約1年前である令和4年1月頃より利用開始となるため、当該機器のリースに関する費用は先行導入した日より開始することと記載していただけますでしょうか。②先行導入分の機器等の保守について、利用開始から保守役務は生じる理解でよろしいでしょうか。また上記がYESの場合、係る費用は役務費用に含める理解でよろしいでしょうか。	(①の修正案) 機器類のリースに関する費用は、サービスイン（本番稼働日）から令和7年12月31日まで ただし先行導入する機器分については、利用開始日からとする。 →下線部を修正願います。（理由） 左記①の通り	①ご意見を踏まえて、委託要領を修正いたします。②お見込みの通りです。受託者の役務費用に含めてください。	「機器類のリースに関する費用は、サービスイン（本番稼働日）から令和7年12月31日まで ただし先行導入する機器分については、利用開始日からとする。」 の記載に変更といたします。
7	要件定義書	2-7	2.3本機器の利用開始予定	表2.3-1 項番1の本機器の設置条件等	結合テスト工程で使用する予定の本機器を、テスト実施拠点（運用監視センターを想定）に設置し、環境構築及び動作確認を実施すること。	「結合テスト」と記載がありますが、「2.2全体スケジュール」のスケジュール期間を示しているのか確認が出来ませんでした。システム基盤構築の「単体・結合テスト」を示しているかと思いますが、プリンター導入スケジュール側にも「単体・結合テスト」期間を追記いただけますようお願いいたします。	<確認理由> ・スケジュールを正確に把握するため。	ご認識の通り、「単体・結合テスト」のことです。ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。	プリンター導入スケジュール側へ「単体・結合テスト」の期間を追記いたします。
8	要件定義書	2-7	2.3本機器の利用開始予定	表2.3-1 項番2の本機器の設置条件等	システムテストおよび受入・運用テスト、移行リハーサル・本番移行において、使用する予定の本機器を、テスト実施拠点（本部、運用監視センター、一部の支部※1）に仮設置し、環境構築および動作確認を実施すること。	「システムテスト」と記載がありますが、「2.2全体スケジュール」のスケジュール期間を示しているのか確認が出来ませんでした。システム基盤構築の「システムテスト」を示しているかと思いますが、プリンター導入スケジュール側にも「システムテスト」期間を追記いただけますようお願いいたします。	<確認理由> ・スケジュールを正確に把握するため。	ご認識の通り、「システムテスト」のことです。ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。	プリンター導入スケジュール側へ「システムテスト」の期間を追記いたします。
9	要件定義書	2-8	2	2.3	表2.3-1 本機器の利用開始予定日 項番3マイルストーン：調達機器のテスト設置完了	「テスト設置」とは表2.3-1 項番2に記載の「仮設置」と同意義でしょうか。その場合、表記を統一していただけますでしょうか。		ご意見を踏まえて、要件定義書の表記を「仮設置」に統一いたします。	「仮設置」の記載に変更といたします。
10	要件定義書	2-8	2	2.3	表2.3-2 設置：R3.11月中旬	表 2.3 1 項番1 利用開始予定は、R4年1月末となっておりますが、左記の記載で正しいでしょうか。		全体スケジュール側に記載があるR4年1月末が正しいです。ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。	「設置：R4.1末」の記載に変更といたします。
11	要件定義書	2-8	2.3本機器の利用開始予定	表 2.3 2 テスト用機器の種類・数量および利用時期(本番環境用)	設置：R3.11月中旬 利用：設置～R5.10末 設置場所：運用監視センター	「設置：R3.11月中旬」を記載がありますが、全体スケジュールを確認すると、「R4.1」と記載があります。どちらの記載が正しいか確認させていただきます。	<確認理由> ・スケジュールを正確に把握するため。	全体スケジュール側が正しいです。ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。なお、利用期間は、「設置～R4.11末」となります。	「設置：R4.1末 利用：設置～R4.11末」の記載に変更といたします。

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
12	要件定義書	2-8	2.3本機器の利用開始予定	表 2.3 2 テスト用機器の種別・数量および利用時期(本番環境用)	設置：R3.11中旬 利用：設置～R5.10末 設置場所：運用監視センター	「R5.10末」に利用終了と記載があり、先行利用する機器はテスト終了後に利用すると記載があります。本受託者が回収し、再配備を想定しているかと思われませんが明確な記載が無いため確認させてください。	<確認理由> ・受託範囲を明確にするため。	ご認識の通りです。本受託者が回収し、再配備を想定しておりますので、要件定義書に明確な記載を追記いたします。なお、利用期間は、「設置～R4.11末」となります。	「設置：R4.1末 利用：設置～R4.11末」 の記載に変更いたします。
13	要件定義書	2-8	2	3-2	テスト用機器の種別・数量および利用時期(本番環境用) 設置：R3.11中旬 利用：設置～R5.10末	テスト用機器の設置・利用開始時期がプリンター導入の詳細設計工程期間中であるため、設置以降の設定変更は許容いただけるとの認識でよろしいでしょうか。		誤記となります。設置について、正しくは、R4年1月末となります。要件定義書を修正いたします。なお、利用期間は、「設置～R4.11末」となります。	「設置：R4.1末 利用：設置～R4.11末」 の記載に変更いたします。
14	要件定義書	2-9	2.3 本機器の利用開始予定	表 2.3 3 テスト用機器の種別・数量および利用時期(災対環境用)	設置：R4.5末 利用：設置～R5.11末 設置場所：運用監視センター	「R5.11末」に利用終了と記載があり、先行利用する機器はテスト終了後に利用すると記載があります。本受託者が回収し、再配備を想定しているかと思われませんが明確な記載が無いため確認させてください。	<確認理由> ・受託範囲を明確にするため。	ご認識の通りです。本受託者が回収し、再配備を想定しておりますので、要件定義書に明確な記載を追記いたします。なお、利用期間は、「設置～R4.11末」となります。	「先行利用する機器はテスト終了後に本受託者が回収し、再配備を想定」 の記載を追記いたします。
15	要件定義書	3-12	3.1	表3.1-2 項番34、36～38の関係者	DC維持管理、LAN端末保守事業者、プリンター保守事業者(受託者)、コミツー保守事業者	「別紙9_関係事業者の役割分担」の運用・保守関連事業者(次期)欄に、DC維持管理、LAN端末保守事業者、プリンター保守事業者、(受託者)、コミツー保守事業者の項目がありません。どちらが記載が正しいか確認させてください。	<確認理由> 関係者を明確にするため。	要件定義書の記載が正しいです。ご意見を踏まえて、別紙9を修正いたします。	運用・保守関連事業者(次期)欄に、「DC維持管理、LAN端末保守事業者、プリンター保守事業者、(受託者)、コミツー保守事業者」の項目を追記いたします。
16	要件定義書	5-22	5.2.1情報システムの構成に関する全体の方針	-	「表 5.2 1 情報システムの構成に関する全体の方針」 協会のプリンターは、用途に応じて「カラー複合機」、「高機能プリンター」の2種類のプリンターを設置する。 ・カラー複合機は、協会職員が印刷・コピー・スキャナー(OCR機能含む) ・FAX等に利用する。 ・高機能プリンターは、協会職員が申請書等の印刷、オフィス文書の印刷に利用する。 ・運用監視センターでは運用保守作業、アプリケーション改修時のテスト等に利用する。	「FAX等に利用する。」はカラー複合機のみで認識で合っていますでしょうか。 ※製品要件一覧にはカラー複合機のみFAX機能について記載があります。	<確認理由> ・製品要件を明確にするため。	ご認識の通り、「FAX等に利用する。」はカラー複合機のみとなります。ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。	「・カラー複合機は、FAX等に利用する。」 の記載に変更いたします。

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
17	要件定義書	5-22	5	5.3.1	また、各設置場所に導入する本機器の台数を「別紙6_LAN端末導入機器等一覧」に示す。	本調達においても、2系統LANが必要となりますでしょうか。<別紙6_LAN端末導入機器等一覧 記載内容> 高速プリンター 現行スペック (1列) 「追加NICを搭載し、健康保険システム基盤用LANとインターネットシステム基盤用LANの双方からのプリント要求を処理する。」		不要となります。別紙6の1列を削除いたします。	「高速プリンター 現行スペック (1列)」の記載を削除いたします。
18	要件定義書	5-25	5	5.5.1(1)	機器の平均故障復旧時間 (MTTR) に係る算出条件・冗長構成を有している場合であっても、サービスの低下が生じる場合には、サービスの低下時間の1/2の時間を、故障復旧時間として計上する。	プリンターにおける「冗長構成」とは何を示しますでしょうか。		誤記となります。要件定義書を修正いたします。	「・冗長構成を有している場合であっても、サービスの低下が生じる場合には、サービスの低下時間の1/2の時間を、故障復旧時間として計上する。」の記載を削除いたします。
19	要件定義書	5-31	5	5.11.2 (1)	現行製品については「参考資料_w06_351-3-1-1-02_【別紙】ハードウェア一覧」を参照すること。	「参考資料_w06_351-3-1-1-02_【別紙】ハードウェア一覧」とは、どちらの資料になるでしょうか。		誤記となります。要件定義書を修正いたします。	「現行製品については「参考資料_w06_351-3-1-1-02_【別紙】ハードウェア一覧」を参照すること。」の記載を削除いたします。
20	要件定義書	5-39	5.15運用に関する事項	(1)運用作業の定義	本調達の受託者は、本項の(2)～(7)に示す運用業務に係る仕組み等を実装し、運用事業者およびヘルプデスク事業者への引継ぎを実施すること。	誤記かと思っておりますが、本項では(2)～(4)までしかありませんので修正をお願いします。	<修正理由> ・本項の番号を合わせるため。	誤記となります。ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。	「本調達の受託者は、本項の(2)～(4)に示す運用業務に係る仕組み等を実装し、運用事業者およびヘルプデスク事業者への引継ぎを実施すること。」の記載に変更いたします。
21	要件定義書	5-41	5	5.16	表 5.16-1 共通保守要件 項番3 協会の業務時間帯に問い合わせ可能な保守契約とすること。ただし、業務に重大な影響を与える障害等のサポート等については、協会と保守事業者で別途協議すること。	「協会の業務時間帯」は、表3.3 業務の時期・時間に通年(365日)・24時間と記載されていますが、表 5.17-1 共通保守要件に保守対応時間(平日9時00分～17時00分)と記載されているため、問い合わせ対応においても、平日9時00分～17時00分との認識でよろしいでしょうか。		お見込みの通りです。問い合わせ対応時間は、平日9時00分～17時00分となります。ご意見を踏まえて、要件定義書の「表3.3 業務の時期・時間」を以下へ修正いたします。 ・実施時期・期間：平日 ・業務実施時間：平日8時30分～17時15分	「表3.3 業務の時期・時間」について、「・実施時期・期間：平日 ・業務実施時間：平日8時30分～17時15分」の記載に変更いたします。

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
22	要件定義書	5-41	5	5.16	表 5.16-1 共通保守要件 項番6運用事業者が障害/災害を検知した際には、保守事業者に事象の連携を行い、保守事業者にて切り分け、調査、問題判別を行うこと。また、復旧のための対応および稼働確認・疎通確認を行うこと。	受託者にて機器単体の稼働確認は行いますが、疎通確認は運用管理者等が実施するとの認識でよろしいでしょうか。	<修正案> 運用事業者が障害/災害を検知した際には、保守事業者に事象の連携を行い、保守事業者にて切り分け、調査、問題判別を行うこと。また、復旧のための対応および稼働確認を行うこと。なお、疎通確認においては、運用管理者等が実施するため、作業は不要とするが、プリンターに問題があり疎通できない場合は、修理対応等を行うこと。<理由> 本調達の受託者では疎通確認が行えないため。	ご意見を踏まえて、要件定義書の記載を修正いたします。	「運用事業者が障害/災害を検知した際には、保守事業者に事象の連携を行い、保守事業者にて切り分け、調査、問題判別を行うこと。また、復旧のための対応および稼働確認を行うこと。なお、疎通確認においては、運用管理者等が実施するため、作業は不要とするが、プリンターに問題があり疎通できない場合は、修理対応等を行うこと。」 の記載に変更といたします。
23	要件定義書	5-42	5	5.16	表 5.16-2 ハードウェア保守要件 項番5	チューニングとは、具体的にどのような作業になるのか、ご提示いただくことは可能でしょうか。		帳票印刷時のズレや稼働部等のチューニングを想定しております。なお、一部記載に誤記がありましたので、要件定義書を修正いたします。	「なお、サービスインまでの故障等の対応については、本機器基盤導入事業者（受託者）の責任において実施すること。」 の記載を削除といたします。
24	要件定義書 別紙3_製品要件 一覧			NO：467	プリンタ機器 カラー複合機 スキャナに係るその他要件 異なるサイズが混在する文書を電子化する場合でもサイズを同一に揃えられるスキャナー変倍機能を有すること	弊社複合機は、本機能を実装していません。一部メーカー固有の機能となりますので、記載の削除をお願いいたします。		ご意見を踏まえて、以下の通り要件定義書を修正いたします。 「異なるサイズが混在する文書を電子化する場合でもサイズを同一に揃えられるスキャナー変倍機能を有することが望ましい」	「異なるサイズが混在する文書を電子化する場合でもサイズを同一に揃えられるスキャナー変倍機能を有することが望ましい」 の記載に変更といたします。
25	要件定義書 別紙3_製品要件 一覧	7		490	TIFF形式の画像をSVFからグラフィックモードOFFで印刷することが可能であること。出力を行うプリンターの機種 (RPDL2、LIPS4等)により取り扱える画像が異なるSVFの仕様については、ウイングアーク社のサポート情報を確認し、提案される機種において問題の無いことを明示すること	SVFからの印刷については、EMFドライバを使用した、プリンタドライバ経由でのイメージ印刷になります。ドライバ経由での印刷のため、具体的な機種名は明示されていなくても良いと考えますが如何でしょうか。 明示必要な場合は理由をご教示頂けます様お願い致します。		ご意見を踏まえて、要件定義書に記載されている具体的な機種名を削除いたします。	「TIFF形式の画像をSVFからグラフィックモードOFFで印刷することが可能であること。出力を行うプリンターの機種により取り扱える画像が異なるSVFの仕様については、ウイングアーク社のサポート情報を確認し、提案される機種において問題の無いことを明示すること」 の記載に変更といたします。

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
26	要件定義書 別紙3_製品要件一覧	-	-	492 453	高機能プリンター 連続印刷速度 ・A4モノクロ 30枚/分以上、A4フルカラー30枚/分以上 ・両面印刷時、A4モノクロ 27ページ/分 A4フルカラー 27ページ/分以上	現行システムでの性能を維持するため印刷速度について右記の通り提案いたします。	・A4モノクロ 55枚/分以上、A4フルカラー55枚/分以上 ・両面印刷時、A4モノクロ 55ページ/分 A4フルカラー 55ページ/分以上	ご意見として承ります。ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。 「・A4モノクロ 30枚/分以上、A4フルカラー30枚/分以上 ・両面印刷時、A4モノクロ 27ページ/分 A4フルカラー 27ページ/分以上なお、以下要件を満たしていることが望ましい。（現行機器のカタログ仕様） ・A4モノクロ 55枚/分以上、A4フルカラー55枚/分以上 ・両面印刷時、A4モノクロ 55ページ/分 A4フルカラー 55ページ/分以上」	「・A4モノクロ 30枚/分以上、A4フルカラー30枚/分以上 ・両面印刷時、A4モノクロ 27ページ/分 A4フルカラー 27ページ/分以上なお、以下要件を満たしていることが望ましい。（現行機器のカタログ仕様） ・A4モノクロ 55枚/分以上、A4フルカラー55枚/分以上 ・両面印刷時、A4モノクロ 55ページ/分 A4フルカラー 55ページ/分以上」の記載に変更といたします。
27	要件定義書 別紙3_製品要件一覧	-	-	500	ウォームアップタイムは現行機器のカタログ仕様（電源投入時20秒、スリープモード時7.3秒）以下もしくは同等であること	ウォームアップタイムは、電源投入時20秒、スリープモード時13秒以下もしくは同等であること	弊社提案予定商品では本要件を満たさない為、仕様緩和をお願い致します	ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。 「ウォームアップタイムは（電源投入時30秒、スリープモード時13秒）以下もしくは同等であること」	「ウォームアップタイムは（電源投入時30秒、スリープモード時13秒）以下もしくは同等であること」の記載に変更といたします。
28	要件定義書 別紙3_製品要件一覧	7		500	ウォームアップタイムは現行機器のカタログ仕様（電源投入時20秒、スリープモード時7.3秒）以下もしくは同等であること	ウォームアップは1日の運用の中で必要となる場面はごく少数であると思います。その為、ウォームアップタイムをタイトに求めることは過剰投資に繋がる要素と考えます。 要件の緩和、もしくは加算要素とすることをご提案します。	ウォームアップタイムは現行機器のカタログ仕様（電源投入時35秒以下、スリープモード時30秒）以下もしくは同等であること	要件定義書を修正いたします。 「ウォームアップタイムは（電源投入時30秒、スリープモード時13秒）以下もしくは同等であること」	「ウォームアップタイムは（電源投入時30秒、スリープモード時13秒）以下もしくは同等であること」の記載に変更といたします。
29	要件定義書 別紙3_製品要件一覧			500	ウォームアップタイムは現行機器のカタログ仕様(電源投入時20秒、スリープモード時7.3秒)以下もしくは同等であること	ご提案したい機器は、組み込みプラグイン機能/カスタムサービス有効時(工場出荷時)の場合、電源投入時のウォームアップタイムは27秒、無効時は21秒以下です。組み込みプラグイン/カスタムサービスは、よりよいご利用環境のご提案を検討する際に利用する可能性もあります。	(修正案) 電源投入時30秒以下 →修正願います。(理由) 左記のとおり	ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。 「ウォームアップタイムは電源投入時30秒、スリープモード時13秒）以下もしくは同等であること」	「ウォームアップタイムは（電源投入時30秒、スリープモード時13秒）以下もしくは同等であること」の記載に変更といたします。

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
30	要件定義書 別紙3_製品要件一覧			501	ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)以下もしくは同等であること	ご提案したい機器は、A4ヨコ：カラー5.5秒、モノクロ4.2秒です。	(修正案) モノクロ：4.5秒/フルカラー：5.5秒 →修正願います。(理由) 左記のとおり	ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。 「ファーストプリントタイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、モノクロ：7.5秒、フルカラー：7.0秒以下もしくは同等であること。 なお、ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)と同等であることが望ましい」	「ファーストプリントタイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、モノクロ：7.5秒、フルカラー：7.0秒以下もしくは同等であること。 なお、ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)と同等であることが望ましい」の記載に変更いたします。

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
31	要件定義書 別紙3_製品要件一覧	-	-	501	ファーストコピータイム（標準トレイ1にてA4横送り印刷時）が、現行機器のカタログ仕様（モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒）以下もしくは同等であること	本項目の削除または項目の見直しをお願いできないでしょうか	「ファースト”コピー”タイム」について、「高機能プリンター」要件の中に、コピー機能に関する記述がございませんが、コピー機能は必須でしょうか。コピー機能を有しない「高機能プリンター」では、ファーストコピータイムを定義出来ません。コピー機能が必須でない場合、ファーストコピータイムとは、受信したデータを印刷するまでの時間（ファーストプリントタイム）と読み替えても問題ないでしょうか。	誤記となります。ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。 「ファーストプリントタイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、モノクロ：7.5秒、フルカラー：7.0秒以下もしくは同等であること。 なお、ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)と同等であることが望ましい」	「ファーストプリントタイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、モノクロ：7.5秒、フルカラー：7.0秒以下もしくは同等であること。 なお、ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)と同等であることが望ましい」 の記載に変更いたします。
32	要件定義書 別紙3_製品要件一覧	7		501	ファーストコピータイム（標準トレイ1にてA4横送り印刷時）が、現行機器のカタログ仕様（モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒）以下もしくは同等であること	ファーストコピータイムをタイトにすることは価格高騰に繋がります。 現在の運用を基に、当該仕様が必要となるかご教示頂けますでしょうか。 具体的には右記仕様で運用が可能かご教示ください。	『カラー・モノクロ 9.5秒以下』	要件定義書を修正いたします。 「ファーストプリントタイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、モノクロ：7.5秒、フルカラー：7.0秒以下もしくは同等であること。 なお、ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)と同等であることが望ましい」	「ファーストプリントタイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、モノクロ：7.5秒、フルカラー：7.0秒以下もしくは同等であること。 なお、ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)と同等であることが望ましい」 の記載に変更いたします。
33	要件定義書 別紙3_製品要件一覧			NO：501	プリンタ機器 高機能プリンター ファーストコピータイム ファーストコピータイム（標準トレイ1にてA4横送り印刷時）が、現行機器のカタログ仕様（モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒）以下もしくは同等であること	ファーストプリントでよろしいでしょうか。 弊社仕様は、カラー：7.4秒、モノクロ：6.7秒以下となりますので、変更をお願いいたします。なお、カタログ表記方法は、メーカーによって異なります。		ファーストプリントとなります。 また、ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。 「ファーストプリントタイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、モノクロ：7.5秒、フルカラー：7.0秒以下もしくは同等であること。 なお、ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)と同等であることが望ましい」	「ファーストプリントタイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、モノクロ：7.5秒、フルカラー：7.0秒以下もしくは同等であること。 なお、ファーストコピータイム(標準トレイ1にてA4横送り印刷時)が、現行機器のカタログ仕様(モノクロ：3.0秒、フルカラー：4.1秒)と同等であることが望ましい」 の記載に変更いたします。
34	要件定義書 別紙3_製品要件一覧			NO：503	プリンタ機器 高機能プリンター 機器サイズ 自動原稿送り装置を含めた現行機器の大きさ	プリンターに自動原稿送り装置は無いため、記載の削除をお願いいたします。		ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。	「自動原稿送り装置を含めた」 の記載を削除いたします。



No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答	新
35	要件定義書 別紙3_製品要件一覧			503	自動原稿送り装置を含めた現行機器の大きさ((幅)587×(奥)685×(高)811mm)から大きく上回らないこと	ご提案したい機器は(幅)620×(奥)723×(高)809.3mmです。 高機能プリンターには自動原稿送り装置は取付けませんので「自動原稿送り装置を含めた」の削除をお願いいたします。	(修正案) 自動原稿送り装置を含めた →削除願います。(幅)620×(奥)730×(高)811mm →修正願います。(理由) 左記のとおり	ご意見を踏まえて、要件定義書を修正いたします。なお、機器の寸法に関しては、大きく上回らなければ、問題ございません。	「自動原稿送り装置を含めた」の記載を削除いたします。
36	要件定義書 別紙9_関係事業者の役割分担	-	-	No73 命名規約作成	命名規約作成「-」	別紙9_関係事業者の役割分担の命名規約作成「-」となっていますが、プリンタの命名規約はプリンタチームで作るという認識で合っていますでしょうか。また、調達仕様書の4.5、環境構築の表4-1 提供情報一覧以外でLAN端末導入事業者からもらう情報はありますか。あれば項目を追記していただけますでしょうか。	<確認理由> 関係者を明確にするため。	ご認識の通り、プリンタの命名規約は受託者の範囲となります。別紙9を修正いたします。 LAN端末事業者からの提供情報は「IPアドレス、サブネットマスク、ゲートウェイ」等の通信情報となります。	命名規約作成を「+」の記載へ変更いたしました。